

徳島県規則第二十八号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）の施行については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年 農林水産省 令第六号。以下「省令」という。）農林水産省 国土交通省、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六十九号）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第十五号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(認定申請書に添付する図書)

第二条 法第三条第一項の認定の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

一 畜舎等の敷地と隣地又は前面道路とに高低差がある場合にあつては、それらの関係を示した図書

二 条例第二条第一項本文に規定する場合にあつては、崖の形状、土質等を明示した図書

(敷地と道路との関係の特例)

第三条 省令第四十八条第二項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第一号）の正本及び副本に、省令別表第三の(五)の項に掲げる付近見取図、配置図及び適合性審査に必要な畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する図書並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第二項第二号の規定による許可を受けていることを証する書類（当該許可を受けている場合に限る。）その他知事が必要と認めて別に指示する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(知事が必要と認める図書)

第四条 省令第六十四条第一項の知事が必要と認める図書は、特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第三条第三項第四号に適合するものであることについて、指定確認検査機関（建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。次項において同じ。）の審査を受け、適合することを証する書類の交付を受けたときは、当該書類及び省令別表第一に掲げる図書とする。

2 省令第七十六条第一項の知事が必要と認める図書は、特例畜舎等以外の認定畜舎等が法第六条第二項ただし書の規定に適合するものであることについて、指定確認検査機関の審査を受け、適合することを証する書類の交付を受けたときは、当該書類並びに縮尺、方位、工作物の位置及び申請に係る仮使用の部分が明示された配置図とする。

(知事が不要と認める図書)

第五条 省令第六十四条第二項に規定する知事が不要と認める図書は、前条第一項に規定する図書を添付する場合にあつては、省令別表第二から別表第八までの各項に掲げる図書（消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第七条第一項に規定する消防長又は消防

署長の同意を得るために必要な図書及び省令第四十八条第二項の規定が適用される畜舎等にあつては、同項の規定に適合することの確認に必要な図書を除く。）とする。

（敷地と道路との関係に関する制限の付加の特例）

第六条 条例第三条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書の正本及び副本に、省令別表第一及び別表第二に掲げる付近見取図、配置図、平面図及び二面以上の立面図その他知事が必要と認めて別に指示する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

（建築等又は利用の取りやめの届出）

第七条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめたときは、遅滞なく、取りやめ届出書（様式第二号）を提出しなければならない。

（身分を示す証明書）

第八条 法第十四条第四項に規定する身分を示す証明書は、様式第三号によるものとする。

（雑則）

第九条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

様式第1号（第3条，第6条関係）

認定申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は，事実と相違ありません。

記

1. 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては，その代表者の氏名：
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地：
- (3) 連絡先：

2. 設計者の概要

- (1) 資格： () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3. 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域，地域，地区又は街区：
- (3) 道路
 - ①幅員：
 - ②敷地と接している部分の長さ：
- (4) 敷地面積
 - ①敷地面積：
 - ②畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第45条に規定する畜舎等

の建蔽率：

③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：

(5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

①建築面積：（申請部分 m^2 ）（申請以外の部分 m^2 ）（合計 m^2 ）

②建蔽率：

(8) 床面積：（申請部分 m^2 ）（申請以外の部分 m^2 ）（合計 m^2 ）

(9) 申請に係る畜舎等の数：

(10) 工事着手予定年月日：

(11) 工事完了予定年月日：

(12) 備考

4. 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造： 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ： m

(5) 備考

様式第2号（第7条関係）

取りやめ届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたので、届け出ます。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
2. 取りやめの年月日：
3. 取りやめの理由：
4. 備考：

様式第3号 (第8条関係)

(第1面)

第 号	
立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
徳島県知事	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「—」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
- 6 第1面の押印は、第2面の法令の条項の欄に記載する各法令の条項に関し、当該法令の条項に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書の様式を定める他の法令において当該証明書に押印が求められていない場合には、これを省略することができる。